受講生募集

市民後見人養成講座

認知症の方や、障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、本人を支援する成年後見制度の活用や地域の理解、支えあいが大切です。

この講座では、成年後見制度や福祉の諸制度等を学び、市民後見人として活動するための知識を身につけます。

市民後見人とは？

家庭裁判所から後見人として選任された市民のことです。お金の管理や手続きの手伝い、暮らしのサポートなどを通して、その人らしい生活を支えます。

開催日時

令和８年 11 月５日(木)、11 月 19 日(木)
12 月３日(木)、12 月 17 日(木)
10:30～15:30(全４回)

※終了時間は講義の進捗状況により、若干前後することがあります。

開催場所 伊丹市立障害者福祉センター（アイ愛センター）2階カルチャールーム2

対象者 伊丹市在住の権利擁護に関心がある方で、18 歳～ 68歳以下の方（令和8年4月１日現在）
※全日程参加できる方　※但し、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士、税理士、行政書士等の資格を有する方は受講対象外

定員 20 名　**講座内容** 裏面に記載

参加費 無料 ※筆記用具や昼食は各自で用意してください。

その他 市民後見人養成講座受講者には、講座終了後、作文及び面談を行います。
一定の基準を満たした方には令和9年度に実務研修を受講していただき、修了者は「市民後見人候補者」として登録される予定です。(詳細は、講座初日のオリエンテーションで説明します)

申込方法 電話、または裏面の申込書に必要事項を記入し FAX にて申込み下さい。
（申込締切：令和８年 10 月 27 日（火）　但し、定員になり次第締め切ります。）

申し込み・問い合わせ先

伊丹市社会福祉協議会 伊丹市福祉権利擁護センター　担当／富久・菅沼
伊丹市広畑３丁目１番地　いたみいきいきプラザ内
TEL 072-744-5130　FAX 072-787-6911

日時及び内容について

日　時	内　容
1日目 11月5日(木) 10:30～15:30	オリエンテーション
	市民後見人(候補者)養成について
	市民後見人について
	介護保険サービス・高齢者虐待について
	成年後見制度について
	成年後見制度の権限と義務
	障害福祉サービス・障害者虐待について
	消費者被害の実情と被害予防・救済
2日目 11月19日(木) 10:30～15:30	成年後見制度における意思決定支援について
	生活保護法について
	身上保護について①
	身上保護について②(市民後見人による実践報告・グループワーク)
3日目 12月3日(木) 10:30～15:30	財産管理の実際について
	遺言相続について
	日常生活自立支援事業
	成年後見制度における財産管理等の後見事務(ワーク)
4日目 12月17日(木) 10:30～15:30	認知症高齢者の理解と接し方
	障害のある方への理解と接し方
	対人援助の基本について (コミュニケーションの基本、援助者としての態度)
	終了後の活動について
	作文　※面談は別の日に行う予定です。

切らずにこのまま FAX で送信してください

FAX 用 申込書　伊丹市社会福祉協議会 伊丹市福祉権利擁護センター 行　FAX 072−787−6911

ふりがな お名前		生年月日	□昭和　□平成 年　月　日 (　　)歳
ご住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
備考欄			